

1.インボイス制度の2割特例の見直し

1.制度の内容

個人事業者であるインボイス発行事業者に限り、売上税額の3割を納税する「3割特例」が利用可となる。

2.改正の内容

①適用時期はR9年・10年に含まれる各課税期間

②3割特例の適用対象は個人事業主のみであり、法人は対象とならない

※インボイス登録等により事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限る

	R5.10.1～R8.9.30（※1）	R9.1.1～R10.12.31	R11.1.1～
改正前	2割特例	本則（簡易課税制度の利用可）	
改正案	2割特例	3割特例	本則（簡易課税制度の利用可）

※1 R5.10.1～R8.9.30までの日の属する各課税期間

2.インボイス制度の80%控除の見直し

1.制度の内容

インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る税額控除の特例の適用期限が2年延長され、控除可能割合が緩和される。

2.改正内容

①R8.10.1以後に開始する課税期間より控除可能割合が下表のように見直される。

期間	改正前	改正案
R5.10.1～R8.9.30	80%控除（3年間）	80%控除（3年間）
R8.10.1～R10.9.30	50%控除（3年間）	70%控除（2年間）
R10.10.1～R11.9.30		50%控除（2年間）
R11.10.1～R12.9.30		
R12.10.1～R13.9.30	控除不可	30%控除（1年間）
R13.10.1～		控除不可

②インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額の上限を、1億円に引き下げる（現行：10億円）。R8.10.1以後に開始する課税期間から適用する。

3.高額所得者へのミニマムタックスの対象拡大

1.制度の内容

令和5年度税制改正において導入されたミニマムタックス制度（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置）の課税対象が拡大される。

2.改正の内容

令和9年分以後の所得税について適用するとした上で、改正の内容を次の通りとする。

- ①ミニマム課税の特例の対象となる基準所得金額を**1億6,500万円**（現行：3億3,300万円）に引き下げる。
- ②基準所得金額が1億6,500万円を超える金額にかかる税率を**30%**（現行：22.5%）に引き上げる。

改正前	$(\text{合計所得金額} \blacktriangle 3.3\text{億円}) \times 22.5\% \blacktriangle \text{通常の所得税額} = \text{追加納税額}$ （令和7、8年）
改正案	$(\text{合計所得金額} \blacktriangle 1.65\text{億円}) \times 30\% \blacktriangle \text{通常の所得税額} = \text{追加納税額}$ （令和9年以降）

4.ふるさと納税の控除額の上限設定

1.制度の内容

ふるさと納税の住民税の控除額（特例分）に上限が設定される。

2.改正内容

令和10年度分（令和9年寄付分）以後の個人住民税について適用するとした上で、改正の内容を次の通りとする。

- ・ふるさと納税の住民税の控除額（特例分）の控除限度額を、「**193万円**」と「個人住民税所得割額の2割」のいずれか低い金額とする。（現行：個人住民税所得割額の2割）